

『教育目的以外でも支出可能 終了時に贈与税課税価格に算入』

この度創設された教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度では、一度払い出しを受けた資金を教育目的以外に支出することも可能となっている。同制度は、教育目的の支払いを証明する領収書等の提出時期を次のように2通り規定している。

(1) 自身が教育資金を支払った後、1年以内に領収書等を提出し、一括贈与の口座から払い出しを受ける。(2) 支払いと払い出しの前後は問わずに払い出しを受け、支払い後に1年分の領収書をまとめて翌年3月15日までに提出。(2)は資金の前払いにあたるが、教育資金以外に充てることも禁じられていない。例えば貴金属を購入することもできるが、その購入費は非課税措置の対象とはならないため、同契約が終了した日の属する年の贈与税の課税価額に、口座内の残額とともに算入されることとなる。

受贈者は、教育資金管理契約の締結時にいずれかを選択できるが、その後の変更はできない。祖父母など贈与者が教育目的のみの使用を望んでいれば(1)を、それ以外にも自由に使えるようにと考えているのであれば(2)を選ぶことになる。現時点では、制度に対応した信託商品等を扱う金融機関の多くが(1)を採用しているが、用途に沿った商品選びがポイントとなろう。

『マイナス面の影響大が4割 円高是正で大商が緊急調査』

大阪商工会議所がおこなった「円高是正が当面の企業経営に及ぼす影響に関する調査」によると、「プラス面の影響が大きい」が回答企業のうち2割台半ば(26.6%)にとどまったのに対し、「マイナス面の影響が大きい」が4割近く(37.7%)に上った。資本金別にみると、3億円以下の企業では「マイナス面の影響が大きい」(40.9%)が「プラス面の影響が大きい」(24.5%)を大きく上回ったが、3億円超の企業では逆に「プラス面の影響が大きい」(36.4%)が「マイナス面の影響が大きい」(22.7%)を上回った。一方、「為替による経営への影響はほとんどない」と回答した企業も約2割(19.0%)あった。1ドル=100円の水準が継続した場合の今年度の経常利益予想(単数回答)については、「増益」と予想する企業が3割弱(28.6%)、「減益」と予想する企業が4割強(41.3%)、「利益にほとんど影響は及ぼさない」が約3割(29.0%)だった。国内での生産比率アップや設備投資拡大を検討する為替水準(ドル/円)(単数回答)については、「為替には特段の影響は当面受けない」(36.5%)が最も多かった。為替以外の検討項目は「企業の税負担の軽減」(65.1%)が最多、「安価・安定的な電力確保」「労働規制の緩和」と続く。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com